スポーツ振興くじ（複数試合サッカー）の試合の指定の公示
（第１６６６回）

独立行政法人日本スポーツ振興センター公示　投複サ第６号

スポーツ振興投票の実施等に関する法律施行規則（平成１０年文部省令第３９号）第３条第１項の規定に基づき、次のとおり試合を指定しましたので、同条第２項の規定に基づき、公示します。

２０２６年１０月１９日

独立行政法人日本スポーツ振興センター
理事長　　芦立　　訓

１　スポーツ振興投票の名称
別紙のとおり

２　スポーツ振興投票券の発売期間
別紙のとおり

３　業務を委託する金融機関の名称及び所在地
（１）　楽天銀行株式会社（ただし、インターネット販売に限る。）
東京都港区港南２丁目１６番５号
（２）　PayPay銀行株式会社（ただし、インターネット販売に限る。）
東京都新宿区四谷１丁目６番１号
（３）　株式会社三井住友銀行（ただし、インターネット販売に限る。）
東京都千代田区丸の内１丁目１番２号
（４）　株式会社ドコモSMTBネット銀行（ただし、インターネット販売に限る。）
東京都港区六本木３丁目２番１号
（５）　auじぶん銀行株式会社（ただし、インターネット販売に限る。）
東京都中央区日本橋１丁目１９番１号

４　試合に係る合致割合の種類
別紙のとおり

５　指定試合を実施する期日又は期間
別紙のとおり

６　投票の種類
別紙のとおり

７　指定試合で対戦するサッカーチーム名
別紙のとおり

８　試合に係る合致割合の算式において本センターが定める率
別紙のとおり

９　１等の払戻金の最高限度額について本センターが定める金額
別紙のとおり

１０　その他
発売及び払戻しは全国

別紙

第１６６６回

- **スポーツ振興投票の名称**
 第１６６６回スポーツ振興くじ（複数試合サッカー）
- **スポーツ振興投票券の発売期間**
 ２０２６年１０月２１日（水）～同年１０月２８日（水）
- **指定試合を実施する期日又は期間**
 ２０２６年１０月２８日（水）
- **指定試合で対戦するサッカーチーム名**
 （１）　ｔｏｔｏＧＯＡＬ３（トトゴールスリー）
 以下の対象試合のうち、試合№1から№3のサッカーチーム

〔開催日〕	〔試合№〕	〔ホームチーム〕	〔アウェイチーム〕
10月28日	№1	水戸ホーリーホック（水戸）	セレッソ大阪（Ｃ大阪）
10月28日	№2	横浜Ｆ・マリノス（横浜FM）	サンフレッチェ広島（広島）
10月28日	№3	名古屋グランパス（名古屋）	浦和レッズ（浦和）

各回共通

・　**試合に係る合致割合の種類**

開催された指定試合に対するそれぞれの投票とその指定試合の結果が合致した数を開催試合結果等数で除した割合のうち、次のものを試合に係る合致割合とする。

（１）　ｔｏｔｏＧＯＡＬ３（トトゴールスリー）

１等　１０割

２等　開催試合結果等数（６）から１を減じた数を開催試合結果等数で除した割合

・　**投票の種類**

（１）　ｔｏｔｏＧＯＡＬ３（トトゴールスリー）

１試合ごとに９０分間でのホームチーム及びアウェイチームそれぞれの得点

「０点」「１点」「２点」「３点以上」の４種類

開催試合結果等数は６（対象となる試合の数は３）

・　**試合に係る合致割合の算式において本センターが定める率**

（１）　ｔｏｔｏＧＯＡＬ３（トトゴールスリー）

１等　　５分の３

２等　　５分の２

・　**１等の払戻金の最高限度額について本センターが定める金額**

（１）　ｔｏｔｏＧＯＡＬ３（トトゴールスリー）

一口１００円に対し、１億円（加算金のあるときにあっては、２億円）